

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 10 月 30 日付鳥取県告示第 904 号）の内容  
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

安田 茂	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 628
田中 富蔵	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 637
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 638
矢田 善己	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 647
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 648
田中 富蔵	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 649
矢田 岩蔵	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 652
山西惣四郎	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 653
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 654
安田喜美代	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 657
山西惣四郎	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 658
矢田 岩蔵	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 659
矢田 克己	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 663
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 664
安田 茂	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨谷 674
村西 きち	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 746
矢田 勝利	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 748 の 1
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 748 の 2
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 749 の 1
河中兼三郎	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 751 の 2
谷口 甚吉	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 762
山西惣四郎	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 772

山西 島蔵	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 773
矢田 勝利	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 775
山西惣四郎	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 776
矢田 勝利	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 777
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 782
山西惣四郎	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 787
矢田 克己	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷奥 811
谷本 裕則	東伯郡三朝町大字穴鴨字安水谷 1280 の 1
山西惣四郎	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷 1404 の 1
矢田 隆洋	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1410
山西惣四郎	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1411
矢田 克己	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1412
山西 新一	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1416
香川 和久	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1420
矢田 岩蔵	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1422
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1424
矢田 克己	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1431
矢田 勝利	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1432
安田 茂	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1434
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字穴鴨平ラ 1439

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課